

## 見守り 新鮮情報

**事例1** 初めてフリマアプリを利用し、**新品**と記載されていた**時計**を約2千5百円で購入した。届いた時計は**ネジが回らない**し、すぐに**遅れる**。売り手に**抗議**のメールを送ったが、**回答がない**。(60歳代 男性)

**事例2** フリマサイトに**ブランドのバッグ**を**出品**した。買い手に商品を送付し代金を受け取ったが、「バッグは**偽物**だったので**返金**するように」と連絡があった。バッグは数年前に正規店で購入した本物だ。フリマサイトに相談したが、**自分たちで解決**するようにと**言われてしまった**。(60歳代 女性)



# フリマサービス トラブルは個人間で解決?

## ひとこと助言



- 生前整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用が高齢者にも広がっています。
- フリマサービスでの取引は、基本的に売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。
- 利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解しておくことが大切です。
- 当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の**消費生活センター**等に相談しましょう(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第349号（2019年10月8日）発行：独立行政法人国民生活センター

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 095-829-1234（10時～17時・土日祝も可）

※月曜定休（月曜日が祝日のときは翌平日が休み）